

議案第 28 号

所沢市立老人福祉センター設置及び管理条例及び所沢市立老人憩の家設置
及び管理条例の一部を改正する条例制定について

所沢市立老人福祉センター設置及び管理条例及び所沢市立老人憩の家設置及び
管理条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 18 日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

所沢市立老人福祉センター及び所沢市立老人憩の家の浴場を廃止するため、所
要の改正をいたしたく、本案を提案するものである。

所沢市立老人福祉センター設置及び管理条例及び所沢市立老人憩の家設置及び管理条例の一部を改正する条例

(所沢市立老人福祉センター設置及び管理条例の一部改正)

第1条 所沢市立老人福祉センター設置及び管理条例（昭和56年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

第5条第2項及び第3項を削る。

(所沢市立老人憩の家設置及び管理条例の一部改正)

第2条 所沢市立老人憩の家設置及び管理条例（昭和50年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

第5条第2項及び第3項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。